

3. 法定外福利費の概要

ここでは、ドイツの法定外福利費の状況をみることにする。まず、各国の労働費用について費用別の構成比をみると、ドイツでは、現金給与以外の割合が 2008 年において 23.0%となっており、これは、日本 20.3%、アメリカ 22.6%よりやや高いがほぼ同程度の割合となっている。また、この割合はイギリス 17.4%よりは高く、フランス 36.3%、やスウェーデン 34.9%に比べるとかなり低いことが分かる。

現金給与以外の費用の中をみると、ドイツでは、法定福利費が 14.8%と米国 8.3%やイギリス 7.9%に比べてかなり高いが、フランス 25.4%、スウェーデン 21.2%よりはかなり低い。

次に法定外福利費についてはドイツでは 6.5%となっており、アメリカ 10.4%よりは低く、イギリス 7.9%、フランス 4.1%、スウェーデン 8.9%と概ね同水準にある。

図表 各国の労働費用費目別構成比（製造業）

国 Country (年/Year)	（%）							
	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2012)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェー デン SWE (2008)	韓国 KOR (2011)
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ¹⁾	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)	(12.5)
教育訓練費	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

(出所)独立行政法人日本労働政策研究・研修機構「データブック 国際労働比較」
(原資料)

日本：厚生労働省（2012.1）「平成 23 年就労条件総合調査」

アメリカ：Bureau of Labor Statistics（2012.9）Employer Costs for Employee Compensation —June 2012

欧州：Eurostat（2012.11）Labour Costs Survey 2008 —NACE Rev.2

韓国：雇用労働部ウェブサイト（<http://www.moel.go.kr/>）2012 年 11 月現在

(出所備考)

- ・ 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。
- ・ 日本及びアメリカは企業規模計、EU は 10 人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。
 - 1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。
 - 2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費等。

次に、柳屋（2008）により、EU主要構成国における製造業・サービス業別の労働費用構造をみると、福利厚生に関連する費目としてはまず、「総賃金・報酬」の中では、「労働報酬でないもの」「労働者財産形成給付」「非労働日手当」「現物支給」が該当するが、この中では、「非労働日手当」が他国に比べて高くなっている。

次に、「社会保険料の使用者総負担」の中では、「協約・契約・任意保険料負担」「社会的給付（職業訓練生を除く）」「教育訓練費」が福利厚生に該当すると考えられるが、これらのいずれも他国に比べて特に高くはないことが分かる。

図表 EU主要構成国における製造業・サービス業別の労働費用構造（％）
（各費用費目の上段：製造業，下段：サービス業）

	ドイツ	ベルギー	オランダ	スペイン	フランス	イタリア	イギリス
I 労働報酬	99.46	99.48	98.65	98.91	96.44	98.56	97.79
	99.48	99.52	97.65	98.30	96.71	98.76	97.62
1 総賃金・報酬	76.44	67.24	75.97	73.77	66.71	68.22	77.68
	76.34	70.99	76.67	74.03	67.15	70.40	79.84
(1)賃金・報酬（職業訓練生を除く）	75.63	67.24	75.97	73.68	66.42	67.47	76.51
	75.31	70.98	76.67	73.95	66.77	69.68	78.41
(a)直接払の報酬・賞与・手当（職業訓練生を除く）	64.68	59.03	66.43	65.61	58.88	60.47	66.85
	64.49	61.98	66.45	67.56	60.62	65.37	70.16
①定期的に支払われたもの*1)	56.81	51.90	56.98	53.98	51.85	53.18	65.49
	57.29	55.21	56.59	56.48	54.00	55.71	68.07
②労働報酬ごとではないもの*2)	7.87	7.13	9.45	11.63	7.02	7.29	1.36
	7.20	6.77	9.86	11.07	6.62	9.61	2.10
(b)労働者財産形成給付	0.46	0.03	0.00	0.01	3.09	0.01	1.17
	0.36	0.23	0.00	0.02	2.44	0.03	0.77
(c)非労働日手当（職業訓練生を除く）	9.83	6.07	8.07	7.40	4.21	6.84	6.97
	9.25	6.44	8.25	5.61	3.25	4.17	6.27
(d)現物支給（職業訓練生を除く）*3)	0.66	2.11	0.84	0.66	0.24	0.15	1.52
	1.22	2.33	1.98	0.76	0.46	0.15	1.20
①生産物（無料・割引）	—	0.01	—	—	—	—	—
	—	0.02	—	—	—	—	—
②社宅(自宅建設・購入補助,住宅手当,引越費用を除く)	—	0.01	—	—	—	—	—
	—	0.06	—	—	—	—	—
③社用車	0.37	0.19	—	—	—	—	—
	0.63	0.35	—	—	—	—	—

④ストックオプション・株買取権	—	0.01	—	—	—	0.03	—
	—	0.07	—	—	—	0.02	—
(2)職業訓練生の総賃金・報酬	0.81	0.01	—	0.09	0.29	0.75	1.18
	1.03	0.01	—	0.08	0.38	0.72	1.43
2 社会保険料の使用者総負担	23.02	32.24	22.68	25.14	29.73	30.34	20.11
	23.25	28.54	20.98	24.27	28.23	28.35	17.78
(1)社会保険料実費（職業訓練生を除く）	19.40	30.05	17.74	23.09	26.85	27.23	17.81
	19.11	26.96	16.53	22.09	25.69	25.68	16.68
(a)法定社会保険料の負担	15.29	27.25	8.26	22.23	25.11	26.96	6.07
	14.48	24.33	8.37	21.01	24.04	25.06	6.28
(b)協約・契約・任意の保険料負担*4)	4.11	2.80	9.48	0.86	1.74	0.28	11.75
	4.63	2.63	8.16	1.08	1.65	0.62	10.40
(2)社会給付負担（職業訓練生を除く）	3.42	2.16	4.94	2.04	2.85	3.06	2.20
	3.89	1.58	4.45	2.18	2.42	2.65	0.99
(a)疾病時の賃金・報酬継続払*5)	2.19	0.87	3.16	—	—	0.97	—
	2.06	0.60	2.54	—	—	0.75	—
(b)老齢・健康配慮負担	0.00	—	1.11	—	—	—	—
	0.28	—	0.84	—	—	—	—
(c)解雇補償*6)	1.17	0.93	—	1.21	—	1.63	—
	1.43	0.78	—	0.76	—	1.36	—
(d)その他の負担*7)	0.06	0.38	—	—	—	0.48	—
	0.11	0.20	—	—	—	0.51	—
(3)職業訓練生の社会給付負担	0.02	0.00	—	0.00	0.00	0.02	0.10
	0.25	0.00	—	0.01	0.12	0.01	0.11
II 教育訓練費	0.46	0.32	0.77	0.33	1.66	0.21	2.21
	0.49	0.32	0.89	0.48	1.65	0.23	2.38
III その他の経費*8)	0.18	0.33	1.32	0.80	0.07	1.40	0.00
	0.19	0.22	2.07	1.28	0.08	1.16	0.00
IV 税負担	0.00	0.00	0.13	0.00	1.96	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.11	0.00	3.09	0.00	0.00
V 補助金	0.10	0.13	0.87	0.04	0.13	0.17	0.00
	0.27	0.06	0.73	0.05	0.19	0.14	0.00

(出所) 柳屋孝安「ドイツにおける企業内福利厚生 of 法的類型と実態」法と政治, 59(3): 1(904)-52(853) (2008年)

(原資料) Themen:Bevoelkerung und soziale Bedingungen in Eurostat Homepage. (出所には、2007年に更した統計情報とある)

(出所備考)

注記) 表の I から IV の項目の割合合計から、収入である V の補助金の割合を差し引いた割合が 100%となる。また、以下に記載の内容は、欧州委員会規則の Annex II およびその補遺によっている。

- 1) 基本給のほか、労働時間や仕事量に基づき算定された直接の報酬、超過労働・深夜業・休日労働・交替制労働に対して付加的に支払われた報酬、報酬支払期間ごとに定期的に支払われる賞与・手当（特殊勤務や業績等を対象とするもの）が含まれる。

- 2) 報酬支払期間ごとに支払われないすべての報酬。勤続報償、退職金、新入社員手当、賃上遡及払分、企業合併による報酬調整分、社員表彰金、目標達成金、クリスマス手当等の祝祭手当、業績報償金、四半期ボーナス、第 13 月・第 14 月手当、年次ボーナス等がこれに属する。
- 3) 現物支給には、表の①～④の他に、社員食堂、文化・スポーツ・レジャー施設・サービス、幼稚園・保育園、売店、通勤定期、労働組合ファンド、従業員組織関連経費が挙げられる。
- 4) 強制保険の補完として使用者により支払われる保険料すべて。例えば、(職業)年金、疾病保険、失業保険等で強制保険を補完する制度。
- 5) 疾病・妊娠・労働災害時の所得保障で使用者が直接に労働者に支払うもの（公的社会保険機関が支払うものは除かれる）
- 6) 労働協約の根拠があるか、それが不明なもの（労働協約に根拠がないものは、I 1 (1)(a)②に含められる）。
- 7) 労働者自身およびその子供のための教育補助、時短手当（公的社会保険機関が支払ったものは除かれる）が含まれる。
- 8) 求人広告費・作業着代・引越費用が含まれる。

最後に、ドイツの労働費用の時系列推移みると、労働費用全体の中での、賃金・報酬の割合（製造業）はほぼ同率で推移しており、また、その中での、実働時間対応の報酬、付加的人件費全体の構成もほぼ変化はみられない。

付加的人件費全体の中では、非労働日手当、その他の費用の構成比が低下傾向にあり、反対に、社会的給付費の構成比がやや上昇傾向にあることが分かる。

図表 ドイツにおける産業別労働費用の構造（1992年、1996年、2000年、2004年）

費目	全産業	サービス業	製造業	製造業	製造業	製造業
	2004 %	2004 %	2004 %	2000 %	1996 %	1992 %
(1)実働時間対応の報酬	56.7	56.8	56.6	56.7	55.6	56.0
(2)付加的人件費全体	43.3	43.2	43.4	43.3	44.4	44.0
①特別手当*1)	6.9	6.0	7.9	7.6	7.0	7.5
②非労働日手当*2)	12.0	12.0	11.9	12.9	15.8	13.8
③社会給付費*3)	17.7	16.4	19.9	19.2	19.0	17.2
④その他の費用*4)	6.9	8.8	3.5	3.6	2.6	5.5
労働費用全体 (労働費用額) (単位：ユーロ))	100 (47129)	100 (45743)	100 (49770)	100 (39662)	100 (41630)	100 (36207)
労働費用中の賃金・報酬*5)	75.6	74.8	76.4	77.2	78.4	77.3

(出所) 柳屋孝安「ドイツにおける企業内福利厚生の法的類型と実態」法と政治, 59(3): 1(904)-52(853) (2008年)

(原資料) ドイツ連邦統計局労働費用調査による (出所における記載)

(出所備考)

注記) 上記割合の合計が合わない場合があるが、これは小数点2位以下を四捨五入していることによる。また、以下に示した各費目の内訳は、本表作成の基となった表に示された内訳によっている。

- 1) 労働者財産形成給付, 確定合意の特別給付, 業績・利益連動手当, 休暇手当
- 2) 休暇日賃金, 疾病時の法的賃金継続払, その上積み, 法定祝日その他の法定の操業短縮の補償賃金, その他の事業上ないし協約上の休暇手当
- 3) 強制保険の保険料負担, 企業老齢年金経費
- 4) 解雇補償, 事業内短縮労働手当, 教育訓練経費
- 5) 直接経費 ((1)と(2)の①②の合計)。